

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月19日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年4月10日

つくば市長 五十嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

学校施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和5年12月22日 午前9時15分

2 事故発生の場所

つくば市立沼崎小学校

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■ (■■ ■■ 親権者)

4 事故の概要

つくば市立沼崎小学校の校庭において、相手方の子が落ちていた釘を踏み、足裏を負傷させたもの

5 損害賠償額

金 24,202 円

6 和解の概要

(1) つくば市は、相手方に対し、金 24,202 円を支払う。

(2) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。